



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年11月6日火曜日 第3025号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（人事課）... 964

告 示

農用地利用配分計画の認可申請.....（農政課農地・担い手対策室）... 966

地域森林計画案の公表.....（林業政策課）... 966

地域森林計画の変更案の公表（4件）.....（"）... 966

漁業免許の内容等の公示（一斉切替え）.....（水産課）... 966

指定居宅サービス事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）... 968

指定居宅サービス事業の廃止.....（"）... 968

指定介護予防サービス事業の廃止.....（"）... 968

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局四国中央保健所）... 968

公 告

争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 969

雑 報

環境影響評価準備書についての意見の概要及び当該意見についての事業者の見解について.....（環境政策課）... 969

公示送達.....（収用委員会事務局）... 970

規 則

○愛媛県規則第51号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第2条の2第1項第2号及び第3号並びに第2項ただし書、第4条第8項、第8条ただし書、第10条の2本文、第15条、第19条第8項、第20条第2項、第22条の2第1項並びに第23条並びに附則第2条の4第1項から第3項まで並びに第3条第1項及び第2項の規定に基づき、<u>認定委員会及び審査会</u>の組織及び運営、補償の手續その他条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（災害の報告）</p> <p>第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。<u>負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とす</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第2条の2第1項第2号及び第3号並びに第2項ただし書、第4条第8項、第8条ただし書、第10条の2本文、第15条、第19条第8項、第20条第2項、第22条の2第1項並びに第23条並びに附則第2条の4第1項から第3項まで並びに第3条第1項及び第2項の規定に基づき、<u>愛媛県公務災害補償認定委員会及び愛媛県公務災害補償等審査会</u>の組織及び運営、補償の手續その他条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（災害の報告）</p> <p>第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。</p>

る。

(認定及び通知)

第4条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは公務災害補償通知書(様式第1号)により、通勤により生じたものであると認定したときは通勤災害補償通知書(様式第1号の2)により、補償を受けるべき者に速やかに 条例第3条第2項の規定による通知をしなければならない。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生日月
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないとして認定した理由

第24条の2 省略

(審査の申立ての教示)

第24条の3 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第22条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

様式第20号(第26条関係)

障害補償年金記録簿

1号紙

省 略	省 略	省略	愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。)第9条による年金額	省 略
		省略		
省略				

遺族補償年金記録簿

1号紙

省略			
省 略	省略	その事由	省略
省 略	省略		
省略			

2号紙

省略

(記入要領)

- 1・2 省略
- 3 当該補償が遺族補償年金の場合には、遺族補償年金記録簿を用いるものとし、次の要領により記入すること。
 - (1) 「4 遺族補償年金受給資格者」の欄には、遺族補償年金を受けることができる遺族全員について、次のように記入すること。

(認定及び通知)

第4条 実施機関は、前条の _____ 報告を受けたときは、認定委員会の意見をきいてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは公務災害補償通知書(様式第1号)により、通勤により生じたものであると認定したときは通勤災害補償通知書(様式第1号の2)により、補償を受けるべき者にすみやかに 条例第3条第2項の規定による通知をしなければならない。

第24条の2 省略

様式第20号(第26条関係)

障害補償年金記録簿

1号紙

省 略	省 略	省略	条例 _____ 第 _____ 条による年金額	省 略
		省略		
省略				

遺族補償年金記録簿

1号紙

省略			
省 略	省略	その理由	省略
省 略	省略		
省略			

2号紙

省略

(記入要領)

- 1・2 省略
- 3 当該補償が遺族補償年金の場合には、遺族補償年金記録簿を用いるものとし、次の要領により記入すること。
 - (1) 「4 遺族補償年金受給資格者」の欄には、遺族補償年金を受けることができる遺族全員について、次のように記入すること。

イ 記入の順序は、条例

 _____ 第12条第2項に規定する順序によること。
 ロ～ニ 省略
 (2) 省略
 4・5 省略

イ 記入の順序は、愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第12条第2項に規定する順序によること。
 ロ～ニ 省略
 (2) 省略
 4・5 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1040号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年11月6日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
えひめ中央農業協同組合	愛媛県松山市千舟町八丁目128番地1	愛媛県松山市下難波甲1044番ほか86筆	83,929
池本竜次	愛媛県松山市別府町214番地1メルベージュ101	愛媛県松山市由良町174番2ほか1筆	2,538
株式会社 アスタクリ	愛媛県松山市大橋町103番地4	愛媛県松山市小村町322番1ほか4筆	3,875
池本盛重	愛媛県松山市由良町744番地2	愛媛県松山市由良町乙9番1	841
竹田恵輔	愛媛県松山市竹原町一丁目2番地13アルファライフ市駅西505号	愛媛県松山市門田町丙165番	3,107
池本竜次	愛媛県松山市別府町214番地1メルベージュ101	愛媛県松山市由良町427番	1,474

2 申請年月日

平成30年10月22日

○愛媛県告示第1041号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成30年11月6日

○愛媛県告示第1046号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成30年11月6日

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1042号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、東予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成30年11月6日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1043号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成30年11月6日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1044号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、肱川地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成30年11月6日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1045号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、南予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成30年11月6日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県知事 中村時広

(1) 第1種区画漁業

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
内区第1号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌5月31日まで	渦井川	AとBを結んだ直線から上流のCとDを結んだ直線までの区域。ただし、河川護岸から3メートルの区域を除く。 基点A 西条市船屋渦井川右岸碇神社護岸開口中央玉津標識1号 B 西条市市塚渦井川左岸水門北端玉津標識2号 C 西条市玉津渦井川右岸標識3号 D 西条市市塚渦井川左岸標識4号	西条市玉津地区	別記のとおり
内区第2号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌5月31日まで	加茂川	AとBを結んだ直線から上流の西条市古川橋上流端に達する区域。ただし、西条市古川橋上流端から下流100メートルまでの区域及び河川護岸から10メートルの区域を除く。 基点A 西条市古川加茂川右岸標識1号 B 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号	西条市禎瑞地区及び同市神拝地区	別記のとおり
内区第3号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌5月31日まで	中山川	AとBを結んだ直線から上流の西条市禎瑞境橋下流端及び同市新兵衛、新兵衛橋下流端に達する区域。ただし、河川護岸から10メートルの区域を除く。 基点A 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号 B 西条市氷見甲中山川左岸標識4号	西条市禎瑞地区	別記のとおり
内区第4号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌5月31日まで	猪狩川	西条市禎瑞境橋上流端から同市西泉甲猪狩川橋下流端に達する区域。ただし、西条市西泉甲猪狩川橋下流端から下流200メートルまでの区域及び河川護岸から4メートルの区域を除く。	西条市禎瑞地区	別記のとおり

別記

漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。

(2) 第2種区画漁業

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
内区第5号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	西条市禎瑞	乙女川	西条市	別記のとおり
内区第6号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	西条市上市994番地	新池	西条市	別記のとおり
内区第7号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲326番地	宮前池	今治市	別記のとおり
内区第8号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲471番地	下池	今治市	別記のとおり
内区第9号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲467番地	上池	今治市	別記のとおり
内区第10号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲327番地	竹谷池	今治市	別記のとおり
内区第11号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲1895番地1	古新谷池	今治市	別記のとおり
内区第12号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲1912番地	新谷中池	今治市	別記のとおり
内区第13号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲1920番地	前谷池	今治市	別記のとおり
内区第14号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲1924番地	新谷平底池	今治市	別記のとおり
内区第15号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲1931番地	脇池	今治市	別記のとおり

別記

毎年1月末までに魚種別の放養尾数、生産量及び投餌量に係る当該年の計画書及び前年の実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 免許予定日

平成31年4月1日

3 申請期間

平成30年11月6日から平成31年1月18日まで

4 存続期間

(1) 第1種区画漁業 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(2) 第2種区画漁業 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第1047号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成30年11月6日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社悠遊社	新町デイサービスセンター	愛媛県四国中央市三島中央三丁目11番33号	平成30年9月1日	通所介護

○愛媛県告示第1048号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年11月6日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人はびねず福祉会	短期入所生活介護事業所 プラチナガーデン	愛媛県新居浜市一宮町二丁目6番72号	平成30年9月1日	短期入所生活介護
有限会社ほほえみ	デイサービスほがらか	愛媛県新居浜市船木字上長野甲581-2	平成30年9月1日	通所介護
合同会社ケアサービス金子	指定訪問介護事業所まもる	愛媛県今治市黄金町五丁目6番地14	平成30年9月30日	訪問介護

○愛媛県告示第1049号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年11月6日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人はびねず福祉会	短期入所生活介護事業所 プラチナガーデン	愛媛県新居浜市一宮町二丁目6番72号	平成30年9月1日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第1050号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年11月6日

愛媛県四国中央保健所長 早田 亮

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
リンテック株式会社
東京都板橋区本町23番23号
代表取締役 西尾 弘之
- 事業場の名称及び所在地
リンテック株式会社三島工場
四国中央市三島紙屋町2番46号
- 特定施設に関する事項

(1) No.1 V F

特定施設の種類の	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第64の2号口ろ過施設
特定施設の能力	1日当たり3,264立方メートル
工事の着手予定年月日	平成30年12月1日
工事の完成予定年月日	平成31年2月28日
使用開始の予定年月日	平成31年3月1日
特定施設の使用時間間隔	連続
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.8~7.8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 600
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 70 最大 75

備考 排水される汚水はろ過施設の逆洗水である。

(2) No.2 V F

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第64の2号口ろ過施設	
特定施設の能力	1日当たり3,264立方メートル	
工事の着手予定年月日	平成30年12月1日	
工事の完成予定年月日	平成31年2月28日	
使用開始の予定年月日	平成31年3月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.8~7.8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 600
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 70 最大 75

備考 排水される汚水はろ過施設の逆洗水である。

- 4 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし
 - 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1 総排水口
変更なし
- 備考 この他に、雨水排水口が13箇所ある。

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成30年10月26日あったので公表する。
平成30年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 2018年度年末一時金・その他に関する事項
- 2 日時 2018年11月7日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人、新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

雑 報

○公 告

環境影響評価準備書についての意見の概要及び当該意見についての事業者の見解について

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第19条の規定により、次の環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)について述べられた環境の保全の見地からの意見の概要及び当該意見についての事業者の見解(以下「意見の概要等」という。)を作成したので、次のとおり公告します。

平成30年11月6日

株式会社松山パーク
代表取締役 大野 剛 嗣

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名 称 株式会社松山パーク
 - (2) 代表者 代表取締役 大野 剛嗣
 - (3) 所在地 松山市西垣生町2892番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名 称 株式会社松山パーク廃棄物焼却施設整備事業
 - (2) 種 類 産業廃棄物焼却施設の設置の事業

ごみ焼却施設の設置の事業

- (3) 規 模 1日当たりの処理能力120トン 1基
- 3 対象事業が実施されるべき区域
愛媛県松山市西垣生町2892番地（株式会社松山パーク内）
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
愛媛県松山市及び伊予郡松前町
- 5 準備書についての意見の概要等の縦覧場所、期間及び時間
- (1) 縦覧場所
愛媛県庁環境政策課（愛媛県松山市一番町四丁目4番地2）
松山市役所廃棄物対策課（愛媛県松山市二番町四丁目7番地2）
松山市役所垣生支所（愛媛県松山市西垣生町1225番地1）
松前町役場保健福祉部町民課（愛媛県伊予郡松前町筒井631番地）
株式会社松山パーク（愛媛県松山市西垣生町2892番地）
- (2) 縦覧期間
平成30年11月6日（火）から平成30年12月5日（水）まで
（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。）
- (3) 縦覧時間
午前9時から午後5時まで

○公示送達

住所不明（ただし、戸籍附票の最後の住所 東京都北区十条仲原三丁目九番一―二号） 柳本 美佐子

住所不明（ただし、戸籍附票の最後の住所 大阪府大阪市福島区大開三丁目1番40号） 河野 清章

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部土木管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第5項の規定により、平成30年11月26日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成30年11月6日

愛媛県収用委員会

会長 高橋 直人

平成30年10月24日付け裁決書